

島根県農業経営負担軽減支援資金取扱要領

制 定 平成13年8月1日付け 農第247号
最終改正 令和5年5月11日付け 農第251号

農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）の融通については、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、農業負債整理関係資金基本要綱の取扱いについて（平成14年7月1日付け農第256号）、島根県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成13年8月1日付け農第247号。以下「負担軽減資金交付要綱」という。）及び農業経営負担軽減支援資金に関する利子補給契約書によるもののほかこの要領によるものとする。

第1 資金の貸付条件

1 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 個人にあつては、次の要件の全てを満たす者であること。

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であつて、基本要綱別紙1の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

(2) 法人にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。

ア (1)のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

(3) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

2 資金使途

本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあつては、その貸付利率が年5.0%以下のものを除く。）の借換えとする。

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金

(2) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資

金であって、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第2に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）第1条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第2条第3項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）

- (3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項の経営資金をいう。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）
- (5) 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）
- (6) その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げるもののうち負担軽減資金交付要綱第3条に基づき島根県知事と利子補給契約を締結しているものとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農林中央金庫
- (3) 銀行
- (4) 信用金庫
- (5) 信用協同組合

4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額
貸付限度額は、2の営農負債の残高とする。
- (2) 貸付金の単位
貸付金の単位は、万円単位とする。
- (3) 償還期限及び据置期間
償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。
- (4) 償還方法
償還方法は、原則的に各年元金均等償還とし、償還額（繰上償還も含む。）の単位は千円、償還期日は、毎年12月25日とする。
ただし、各年の償還額に端数が生じたときは、第1回の償還金額に加え、第2回以降均等償還とす

る。

(5) 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率を基準として、別途通知するものとする。

第2 利子補給等に関する取扱い

1 借入申込み

借入希望者は、基本要綱別紙2の借入申込書（以下「借入申込書」という。）に基本要綱別紙1の経営改善計画総括表及び経営改善計画書（以下「計画書等」という。）、第1の1の(3)に規定するものにあつては、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものに関する証明書を添えて、融資機関へ提出するものとする。

2 融資機関の審査と利子補給承認申請

融資機関は、借入申込書及び計画書等を基本要綱に基づいて審査し、適当と認める場合は別紙様式第2号の農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（以下「利子補給申請書」という。）及び別紙様式第2号の2の経営改善計画に関する要件書を作成し、借入申込書の写しを添え、隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長（以下「農林水産振興センター所長等」という。）に提出するものとする。

3 農林水産振興センター所長等の審査と利子補給の承認

農林水産振興センター所長等は内容を審査し、利子補給の承認又は不承認の決定をし、承認する場合は別紙様式第3号の農業経営負担軽減支援資金利子補給承諾書（以下「利子補給承諾書」という。）により融資機関に通知するものとする。

なお、農林水産振興センター所長等は、利子補給承諾書の写しを知事に提出するものとする。

4 利子補給承認内容の変更

(1) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の利子補給の承認を受けた事項について内容を変更しようとするときは、別紙様式第4号の農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を、農林水産振興センター所長等に提出するものとする。ただし、変更申請できる事項は次のとおりとする。

ア 償還期限、据置期間（延長は災害等の場合以外できない。）

イ 約定償還額

第3の1の(1)のイの貸付実行報告による異動訂正については、承認条件の範囲内であれば、減額貸付実行による異動、これに基づく償還期限の短縮（含据置）及び貸付利率の改正に伴う変更等は変更承認申請書を提出する必要はないものとする。また、繰上償還に伴う約定償還期限及び約定償還額の変更についても変更承認申請書を提出する必要はないものとする。（この場合の異動の報告については負担軽減資金交付要綱第5条の利子補給計算明細書による。）

(2) 変更承認申請書を受理した農林水産振興センター所長等は、内容を審査し、適当と認めるときは、別紙様式第5号の農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承諾書（以下「変更承諾書」という。）を融資機関へ交付するものとする。

なお、農林水産振興センター所長等は、変更承諾書の写しを知事に提出するものとする。

第3 資金融通に関する取扱い

1 貸付実行

(1) 融資機関は、第2の3により利子補給承認を受けたときは、貸付けの決定を行い、次の要領で処理するものとする。

ア 資金の貸付けは、借入者が資金を必要とする時期に行うものとする。

なお、資金の用途を明らかにするため、原則として別段預金口座を設け、借入者からの請求に基づ

き振込み等の方法により払出し、現金による支払いは行わないものとする。

イ 資金の貸付けをしたときは、翌月の5日までに別紙様式第6号の農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書により、農林水産振興センター所長等を經由し知事に報告するものとする。

ウ 貸付け後は、借入者が不要に資金を滞留させることのないよう留意すること。

なお、長期にわたって未使用のものは繰上償還等の適切な措置をとるものとする。

また、借入者別に償還状況等を整理しておくものとする。

(2) 融資機関は、利子補給承認を受けた後、3か月を経過しても貸付けを実行できないときは、原則としてさらに3か月の範囲内において、貸付実行期間を延長することができる。

ただし、貸付実行期間を延長するときは、別紙様式第7号の農業経営負担軽減支援資金貸付実行延期報告書を農林水産振興センター所長等を經由して知事に提出するものとする。

(3) 融資機関は、借入者が本資金の借入辞退を申し出た場合は、別紙様式第8号(以下「辞退届」という。)を農林水産振興センター所長等に提出する。

なお、農林水産振興センター所長等は、辞退届の写しを知事に提出する。

2 事業完了及び確認

融資機関は、事業が完了したときは、別紙様式第9号の農業経営負担軽減支援資金事業完了確認報告書(以下「確認報告書」という。)により農林水産振興センター所長等に報告するものとする。

なお、農林水産振興センター所長等は、確認報告書の写しを知事に提出する。

3 債務保証

融資機関は、本資金の貸付けに当たり債務保証制度の活用等により担保等の徴求の緩和に努めるものとする。

4 債務保証の手続き

本資金の借入れに伴う債務保証申込、債務保証委託申込、債務保証承諾及び貸付実行後に係る債務保証事務手続きについては、島根県農業信用基金協会が別に定めるところによる。

第4 その他

(1) 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号)別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。

(2) 第1の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続きについては、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月1日付け農発第145号)

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月20日付け農第303号)

この要領は、平成17年4月20日から施行する。

附 則 (平成22年8月24日付け農第899号)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日付け農第123号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月20日付け農第508号)

この要領は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月1日付け農第404号)

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要領の適用前の本資金の利子補給承認に係る第1の3に掲げる融資機関に対する利子補給については、なお従前の例による。

附 則 （令和3年5月31日付け農発第253号）

この要領は、令和3年5月31日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則 （令和4年9月28日付け農第428号）

- 1 この要領は、令和4年9月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要領の適用前の本資金の利子補給承認に係る第1の3に掲げる融資機関に対する利子補給については、なお従前の例による。

附 則 （令和5年5月11日付け農第251号）

- 1 この要領は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要領の適用前の本資金の利子補給承認に係る第1の3に掲げる融資機関に対する利子補給については、なお従前の例による。